

源泉所得税の改正について

1 復興特別所得税の創設

Q1. 復興特別所得税が創設されたということですが、どのような税制ですか。

A. 東日本大震災からの復興に必要な財源を確保するため、復興特別法人税および復興特別所得税が創設されました。

復興特別法人税は3年間ですが、復興特別所得税は25年間にわたって課税されます。

具体的には、給与等の源泉所得税や確定申告での申告所得税といったすべての所得税額に、2.1%の復興特別所得税率を乗じて計算した税額を、併せて納めることとなります。

Q2. 給与や報酬を支払う際に、復興特別所得税の計算はどのように算出しますか。

A. これまでの源泉所得税と、復興特別所得税を併せた合計税額を徴収しますので、計算する際は合計税率を使用して算出します。

支払金額×合計税率(%) = 合計税額

Q3. 復興特別所得税の源泉徴収はいつから行うのでしょうか。

A. 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間に生ずる所得について、復興特別所得税を併せて源泉徴収

○所得税と復興特別所得税の合計税率
所得税率に応じた合計税率

所得税率 (%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率 (%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

合計税率 (%) = 所得税率 (%) × 102.1%

することになります。

Q4. 給与計算の際は源泉徴収税額表を使用しますが、復興特別所得税をどのように計算するのでしょうか。

A. 平成25年1月1日以降分の「源泉徴収税額表」は、源泉所得税と復興特別所得税とを併せた税額表に変更されます。これまでと同様に、その税額表にあてはめて算出しますので、新たに計算する必要はありません。なお、給与ソフトを使用している場合は、新しいバージョンにするなどの対応が必要でしょう。

Q5. 12月締め給与を、翌月1月10日に支給しています。平成24年12月分の給与でも復興特別所得税を源泉徴収するのでしょうか。

A. 支給日が定められている給与は、平成24年12月分給与であっても、支給日が平成25年であれば、復興特別所得税を源泉徴収します。

これに対して、遅れて支給した給与の場合は異なります。例えば平成24年12月15日支給日の給与を、遅れて平成25年1月に支払ったとします。本来の支給日は平成24年12月ですから、平成24年分の所得となるため、復興特別所得税を源泉徴収する必要はありません。

Q6. 講演料などの報酬の源泉所得税はどのように計算するのでしょうか。

A. 報酬の源泉所得税については次のように計算します。

(例) 報酬金額100,000円、消費税5,000円の講演料を支払う場合源泉所得税額

100,000円 × 10.21% = 10,210円
支払う金額100,000円 + 10,210円 + 5,000円 = 115,210円

Q7. 相手先に端数なく支払う場合、源泉所得税をどのように算出すればいいのでしょうか。

A. 相手先に支払う場合に100,000円など、端数が出ないように支払う場合があります。この場合の源泉所得税を含めた報酬総額と源泉所得税の計算は次のように算出することができます。

報酬総額(税引前)
100,000円 ÷ (100 - 10.21)% = 111,370円 (1円未満切捨)

Q8. 納付書や源泉徴収票の記入は区分する必要がありますか。

A. 源泉所得税の納付書記入や源泉徴収票の記入は、復興特別所得税を区分する必要はなく、合計税額を記入しますので、これまでと同じです。

2 特定の役員等の退職所得 2分の1課税の廃止

Q9. 役員等に対する退職所得課税が見直しされると聞きました。どのような内容ですか。

A. 退職金の課税制度は、退職金の収入金額から、勤続年数に応じた退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額が、累進税率により課税される仕組みとなっており、退職後の生活に配慮し、低い税負担となっています。

今回の改正では、この2分の1相当分を課税するという措置が、特定の役員につ

○退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
勤続年数20年以下	勤続年数×40万円 (最低80万円)
勤続年数20年超	800万円×70万円×(勤続年数-20年)

○退職所得の課税範囲 (一般の場合)

退職金収入金額	退職所得控除額
2分の1	課税対象
2分の1	

○改正後 (特定の役員の場合)

退職金収入金額	退職所得控除額
課税対象	

て廃止されました。特定の役員とは、法人の役員のうち、役員として引き続き勤務した期間が5年以下で退職金を支給された役員です。

この改正は平成25年分以後の所得税について適用となります。

3 源泉所得税の納期の特例の改正

給与等の源泉所得税は、給与支給人員が10人未満であれば、納期の特例の承認を受けることにより、半年ごとにまとめて納付できます。

このうち、7月から12月までに支払った給与等の源泉所得税の納付期限が、1月20日までとされました。新たに届出の必要はなく、平成24年7月1日以後に支払う給与等について適用されます。



【回答】
当所エキスパート
佐藤晴美税理士
事務所(宮城野区五輪)
佐藤晴美税理士
事務所
佐藤晴美
税理士